

建築物確認申請書受付前事前調査依頼書

建築主 住所 _____ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
氏名 _____
建築場所 会津若松市 _____
(地名地番) _____

○敷地・建築物概要
・敷地面積(_____ m²) ・主要用途(_____)
・工事種別(新・増・改・用変) ・延べ面積(_____ m²) ・申請面積(_____ m²)
・最高の高さ(_____ m) ・除却建築物 無 ・ 有(除却面積 _____ m²)
・申請地内の法定外公共物の有無(無 ・ 有(許可証等添付要))

設計事務所等名 _____
設計者(代理人) _____
電話番号 _____

課 名	調 査 事 項	調 査 結 果	担当者印	
都市計画課	都市計画区域・用途地域	1 1 2 1 2 準 近 商 準 工 工 調 都 低 中 中 住 住 住 商 業 工 業 専 整 外		
	容積率/建蔽率	/ (地区計画 /)		
計画 グループ	防火地域等	・準防火 指定なし(※準防火地域以外の都市計画区域内は 建築基準法第22条区域)		
	都市計画施設(法第53条許可)	不要・許可済		
	風致地区(法第58条許可)	不要・許可済		
	地区計画区域(法第58条の2届出)	不要・届出済(_____ 地区)		
	立地適正化計画 (住 宅)	用途・規模の該当 届 出	無 ・ 有(居住誘導区域 外 ・ 内) 不要・届出中・届出済	
		立地適正化計画 (誘導施設)	用途・規模の該当 届 出	無 ・ 有(都市機能誘導区域 外 ・ 内) 不要・届出中・届出済
	駐車場法の届出 備 考		不要・届出済	
	景観 グループ	景観重点地区	外 ・ 内(_____ 地区)	
景観形成基準に定める高さ制限		有(_____ m) ・ 無		
景観まちづくり協定地区の届出		不要・届出済		
大規模行為の届出		不要・届出済(着手制限: 有 ・ 解除済)		
屋外広告物等に関する条例の許可 備 考		不要・申請中・許可済(年 月 日 指 令 第 ____ 号)		
開発管理課	前面道路	・国道(_____) ・県道(_____) ・その他(_____) ・市道 _____ 号線 ・有効幅員 = _____ m ・水路(含む・含まず) ・管理幅員 = _____ m ・水路(含む・含まず)		
	路政 グループ	法定外公共物 備 考		
開発 グループ	都市計画法第29条(開発許可)	不要・許可済(年 月 日 指 令 第 ____ 号) 事前着工(37条) ・検査済(年 月 日 指 令 第 ____ 号) 開発道路 幅員 = _____ m		
	都市計画法第42条・43条(建築等許可) 備 考	不要・許可済		
区画整理 グループ	土地区画整理法第76条による許可	要 ・ 不要 ・ 申請中 ・ 許可済		
	区画整理による道路(法42条1項2号) 備 考	無 ・ 有(幅員 = _____ m ・区画整理道路 - - 号線)		
建築住宅課	みなし道路事前協議(法42条2項)	不要・協議済(市道・私道・既存道路)		
	位置指定道路(法42条1項5号)	無 ・ 有(年 月 日 第 ____ 号 ・幅員 _____ m)		
	建築基準法第43条2項による認定・許可	不要・許認可済		
	人にやさしいまちづくり条例の届出	要 ・ 不要 ・ 届出済		
	中高層建築物等に関する届出	不要・届出済		
	建築協定地区の届出	不要・届出済(_____ 地区)		
	省エネ法の届出	要 ・ 不要 ・ 届出済		
建設リサイクル法の届出 備 考	要 ・ 不要 ・ 届出済			

課 名	調 査 事 項	調 査 結 果	担当者印
上下水道局 1階	給水区域	外 ・ 内	
	会津若松 アパルター	給水装置の申請 備 考	要 ・ 不要
	下水道 施設課	公共下水道の供用区域	外 ・ 内
農業集落排水事業区域		外 ・ 内	
個別生活排水事業区域 備 考		外 ・ 内	
農政課	農振法の農用地区域 備 考	外 ・ 内 (除外必要 ・ 用途変更必要)	
農業委員会	農地法の許可・届出(第4条・第5条) 備 考	許可 ・ 届出 (要 ・ 不要 ・ 申請中 ・ 済)	
企業立地課	福島県工業開発条例の届出	要 ・ 不要 ・ 届出済	
	工場立地法の届出 備 考	要 ・ 不要 ・ 届出済	
商工課	大店立地法の届出	要 ・ 不要 ・ 届出済	
	会津若松市中規模小売店舗出店届出 備 考	要 ・ 不要 ・ 届出済	
文化課	埋蔵文化財包蔵地の区域 備 考	外 ・ 内 (試掘調査 要 ・ 不要)	
	○都市計画課、開発管理課、下水道施設課は必ず確認を受けたいうで、建築住宅課へお越しください。 (排水設備を設けない場合は、下水道施設課を除く。) ○その他の課については、設計者(代理人)の判断において、確認を受けてください。		